

千葉県恩給給与細則の一部を改正する規則及び千葉県恩給条例
施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑が創設されたことから、千葉県恩給給与細則（昭和27年千葉県規則第37号）及び千葉県恩給条例施行規則（昭和28年千葉県規則第80号）の様式について、関係する部分を改正した。

2. 改正内容

（1）千葉県恩給給与細則 別記第10号様式

「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改正した。

（2）千葉県恩給条例施行規則 別記様式第19号

「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改正した。

3. 施行期日

令和7年6月1日